

(設問 1)

(単位：円)

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

(単位：円)

資産の部			
科 目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計 算 過 程
現金預金			
受取手形			
売掛金			
商 品			
建 物			
土 地			
保険積立金			
繰延資産			
合 計			
負債の部			
科 目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計 算 過 程
買掛金			
未払費用			
借入金			
貸倒引当金			
合 計			
1株当たりの純資産価額			

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

特例適用対象財産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特例適用対象財産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特例適用対象財産	取 得 者	課税価格から減額される金額

未分割遺産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

未分割遺産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額
(5) 未分割立木の評価減額の計算		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

I 相続人の相続税の課税価格及び相続税の総額等の計算

(単位：円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)			
相続税の総額④ 〔課税時期の時価による課税価格を〕 〔基に計算した金額〕	(計算過程)		
農業投資価格により計算した相続税の課税価格			
あん分割合			
相続税の総額⑤ 〔農業投資価格により計算した相続〕 〔税の課税価格を基に計算した金額〕	(計算過程)		
相続税の総額の差額 (④－⑤)			

II 納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
① 算出税額 (Iの④の金額を基に計算した金額)			
② 納税猶予の基となる相続税額			
納付すべき相続税額 (①＋②) (100円未満切捨)			
納税猶予額 (100円未満切捨)			

(1) 相続人の納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

相続人	子 A	子 B	計
区分			
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)			
相続税の総額① 〔課税時期の時価による課税価格を 基に計算した金額〕	(計算過程)		
農業投資価格により計算した相続税の 課税価格			
あん分割合			
相続税の総額② 〔農業投資価格により計算した相続税 の課税価格を基に計算した金額〕	(計算過程)		
相続税の総額の差額 (①－②)			
① 算出税額 (②の金額を基に計算した金額)			
② 納税猶予の基となる相続税額			
③ 小計 (①＋②) (100円未満切捨)			
④ 納税猶予額 (100円未満切捨)			
納付すべき相続税額 (③－④)			

(2) 継続届出書の提出期限

--

(3) 免除事由

①	
②	

(設問1)

(単位：円)

区分		相続人等	配偶者乙	長男A	計	
通常の計算	相続税の課税価格					
	相続税の総額	(計算過程)				
	あん分割合					
	相続税額(1)					
納税猶予額の計算	特定価額①を基に計算	課税価格				
		特定価額①	(計算過程)			
		相続税の総額	(計算過程)			
		あん分割合				
		相続税額(2)				
	①の20%を基に計算	①×20%の価額を基とする課税価格				
		相続税の総額	(計算過程)			
		あん分割合				
		相続税額(3)				
		納税猶予額(100円未満切捨) (2)-(3)=(4)				
期限内納付税額(100円未満切捨) (1)-(4)						

答案用紙 総合計算問題①

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
H町301番宅地			
H町302番宅地			
I町400番宅地			
転換社債			

定期預金			
家庭用財産			
相続財産			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

イ 評価方法の判定

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程			

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
J 社 株 式			

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
K生命保険			
L生命保険			
M生命保険			
N生命保険			
非課税金額			
退職手当金等			
非課税金額			

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務			
葬 式 費 用			

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される 贈与財産価額	計 算 過 程

(7) 課税価格に加算する贈与財産(相続時精算課税贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される 贈与財産価額	計 算 過 程

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分						
相続又は遺贈による 取得財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産						
債務及び葬式費用						
生前贈与加算 (暦年課税分)						
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等							
区分							
算出税額							
加算 又は 減算	相続税額の加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	障害者控除額						
差引税額							
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)							
納付税額 (100円未満切捨て)							

(3) 相続税額の加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の加算			
贈与税額控除 (暦年課税分)			
配偶者の税額軽減			
障害者控除			
贈与税額控除 (相続時精算課税分)			

答案用紙 総合計算問題②

I 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅 地 G			
家 屋 H			
宅 地 I			
宅 地 J			
構 築 物			

宅 地 K			
L 社 株 式			
M 社 株 式			

M社株式
(つづき)

N社社債			
ゴルフ会員権			
定期預金			
家庭用財産			

(2) 相続により取得した財産(次の(3)及び(4)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産(相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を除く。)価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(4) 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	課税価格に算入される金額

(5) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(6) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

(7) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分							計
相続又は遺贈による 取 得 財 産							
みなし取得財産							
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算 (暦年課税分)							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨)							

Ⅱ 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等						計
算出税額							
加算又は減算	相続税額の加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)						
納付税額 (100円未満切捨)							

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の 項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額